

## 新型コロナウイルス発生に伴う通学定期乗車券の取扱いについて

3月2日から当面の間、全国の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校について臨時休校とする旨の要請が政府から出されたことに伴いまして、東京メトロでは下記の対応をいたします。

### 記

#### 1 対象となるお客様

新型コロナウイルス発生に伴い、通学先の学校（小学校、中学校、高等学校及びこれらに相当する特別支援学校等も含む）が休校になったため、通学定期乗車券（PASMO 定期乗車券、磁気定期乗車券）の払いもどしを希望されるお客様

（通勤定期乗車券及び大学生相当のお客様は対象外です）

#### 2 払いもどしの計算方法

お申し出日にかかわらず、最終登校日の翌日を起算日として払いもどしいたします。

※1か月以上有効期間が残っている場合に限り（使用した月数分の運賃を差し引いた額をお返しいたします）。

※通常の払いもどし同様、手数料220円を頂きます。

※最終登校日以降に定期乗車券のご利用があった場合、起算日は最終利用日の翌日となります。

#### 3 払いもどし可能期間

払いもどし可能期間は定期乗車券を発行の翌日から1年間です。

例) 2019年9月25日に発行した、2019年10月1日から2020年3月31日まで有効の定期乗車券の場合

→払いもどし可能期間は、2020年9月25日までとなります。

#### 4 払いもどし取扱箇所

東京メトロ定期券うりば

（ただし、中野駅定期券うりば、西船橋駅定期券うりばは除きます。）

#### 5 ご注意いただきたいこと

(1) 休校になった時点で使用していた定期乗車券をご持参ください。

(2) 学校等から特別の証明等を提出いただく必要はありません。

(3) 新年度から同じ区間の通学定期乗車券の購入を検討している場合は、新しい定期乗車券購入時に本払いもどしの取扱いをいたします。東京メトロ定期券うりばへお申し出ください。

定期乗車券払いもどし時に必要な証明書等は東京メトロホームページをご参照ください。

以上